

監査基準報告書 560「後発事象」の改正について

2024年9月26日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書 560</p> <p style="text-align: center;">後発事象</p> <p style="text-align: right;">2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第26号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>2. 財務諸表は、期末日後に発生した一定の事象によって影響を受けることがある。財務報告の枠組みの多くが、このような事象についての指針を設けている。</p> <p>財務報告の枠組みにおいては、後発事象は一般的に、以下の二つの種類の事象に分類されている。</p> <p>(1) 期末日現在において既に存在している状況に関する証拠を提供する事象（修正後発事象）</p> <p>(2) 期末日後において発生した状況に関する証拠を提供する事象（開示後発事象）</p> <p>監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の A66 項に記載のとおり、監査報告書日は、監査人がその日付までに気づき、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>	<p>監査基準報告書 560</p> <p style="text-align: center;">後発事象</p> <p style="text-align: right;">2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 <u>最終改正</u> 2022年10月13日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第26号)</p> <p>《I 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>2. 財務諸表は、期末日後に発生した一定の事象によって影響を受けることがある。財務報告の枠組みの多くが、このような事象についての指針を設けている。</p> <p>財務報告の枠組みにおいては、後発事象は一般的に、以下の二つの種類の事象に分類されている。</p> <p>(1) 期末日現在において既に存在している状況に関する証拠を提供する事象（修正後発事象）</p> <p>(2) 期末日後において発生した状況に関する証拠を提供する事象（開示後発事象）</p> <p>監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」の A57 項に記載のとおり、監査報告書日は、監査人がその日付までに気づき、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p> <p>《II 要求事項》</p> <p style="text-align: right;">(省 略)</p>

新	旧
<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《2. 定義》</p> <p>《(1) 監査報告書日》(第4項(1)参照)</p> <p>A2. 監査報告書日は、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日より前の日付とすることはできない。十分かつ適切な監査証拠には、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めたことについての証拠が含まれる(監基報700第49項参照)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) ・ 本報告書(2024年9月26日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」(2024年9月26日改正) </div>	<p>《Ⅲ 適用指針》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《2. 定義》</p> <p>《(1) 監査報告書日》(第4項(1)参照)</p> <p>A2. 監査報告書日は、監査人が財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手した日より前の日付とすることはできない。十分かつ適切な監査証拠には、関連する注記を含む全ての財務諸表が作成され、認められた権限を持つ者が、当該財務諸表に対して責任を認めたことについての証拠が含まれる(監基報700第44項参照)。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>《Ⅳ 適用》</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) </div>

以 上